

厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました承認1件、議案2件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「賦課限度額引き上げに伴い、影響のある世帯はどのくらいあるのか」との質疑に対し、当局より、「令和3年中の所得を基に試算したところ、医療分と支援分を合わせて26世帯あり、金額にして360万円程の影響があると見込んでいる」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号 横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「国民健康保険税減免に要する費用に対して、今年度は国から特別調整交付金で財政支援されるとして、基準が3パターン示されているが、当市はどれに該当するのか」との質疑に対し、当局より、「保険税減免総額の10分の10、10分の6、10分の4相当額の3パターンのうち、当市は10分の4相当額のパターンに該当する」との答弁がありました。

また、「コロナ減免の実績は、令和2年度は42世帯、令和3年度は2世帯とのことでだいぶ減っている。このことから、もっと周知が必要と考えるがどうか」との質疑に対し、当局より、「納税通知書の送付の際に減免の制度についてお知らせするとともに、コロナ減免についてはホームページなどでも周知をしている。今回の実績減については、前年収入の3割減という減免の要件による影響が大きいと考えている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 46 号 横手市介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました承認1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（横手市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「必要があつて専決処分したものと思うが、施行から1カ月以上経過している。本来は改正議案を議会へ諮るべきであり、3月定例会へ提案することはできなかったのか」との質疑に対し、当局より、「国の法律改正によるものであり、3月定例会への提案は間に合わなかった。国、県に働きかけ、なるべく早く情報を入手して、正規の条例改正手続きを行えるように努力していきたい。」との答弁がありました。

また、「入居者資格を同居親族に相当する者に拡大したようだが、具体的にどのような者が対象になるのか。また、市営住宅の管理・運営は指定管理によって行われているが、サービス向上のためにも指定管理者と協議し、広く周知してほしい」との質疑に対し、当局より、「例えばパートナシップ制度などが該当すると考えられる。県内では秋田県と秋田市が制度を導入しており、入居の際は自治体発行の証明書で判断することになる。また、指定管理者とも協議し、広くPRしていきたい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、承認すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

総務文教常任委員会 委員長報告

総務文教常任委員会に付託になりました承認1件、議案3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（横手市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設との説明だが、この指定を受けた土地は、横手市においてどのくらいの面積、件数があるか」との質疑に対し、当局より、「昨年11月に特定都市河川浸水被害対策法の改正によって導入された制度である。指定を受けるには、関係自治体での流域水害対策計画などを定める必要があり、一定の期間がかかるため、現時点で該当する土地はない」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号 横手市雄物川町防災行政無線通信施設設置条例を廃止する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「廃止後の戸別受信機の取り扱いはどうなるのか」との質疑に対し、当局より、「随時、地域局で無償で引き取り処分するか、各世帯でゴミとして廃棄していただくことを考えているが、旧庁舎解体のお知らせを6月1日に雄物川地域全戸に回覧する予定なので、併せて周知したい」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 財産の取得について（高規格救急自動車1台）については、「随意契約とした理由」や「救急救命士の養成状況」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきもの

と決定いたしました。

次に、議案第 49 号 財産の取得について(食器洗浄機 1 台)について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「これほどの金額の機器を必要とする理由は何か。また、今後少子化が進む中で過剰な設備になる可能性はないか」との質疑に対し、当局より、「雄物川給食センターの調理能力は 1,200 食となっている。今回選定した機種は 1 時間あたり 700 食分を洗浄処理できるものであり、令和 5 年度に統合となる大森給食センターの分を合わせた約 1,000 食分を 1 時間半程度で処理できる計算となっている。短時間で衛生的、安全に仕上げるという基本方針で機種を選定している。今後も児童、生徒の減少は続くと考えますが、今後、仮に給食センターが統合、減少となった場合でも、機器の移設等は可能であり、無駄にはならないと考えている。また、そのような場合に対応できるよう、各センターで使用する食器の統一化を進めていく予定である」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会 委員長報告

今臨時会において、予算決算委員会に付託になりました承認1件及び議案1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度横手市一般会計補正予算（第14号））につきましては、本日、予算決算委員会を開催し、厚生、産業建設、総務文教の3つの分科会に、それぞれの審査を委嘱いたしました。

次に、議案第50号 令和4年度横手市一般会計補正予算（第2号）につきましては、産業建設、総務文教の2つの分科会に審査を委嘱いたしました。

各分科会での審査を経て、先ほど開催した予算決算委員会における各分科会長の報告は、承認1件については承認すべきもの、議案1件については原案のとおり可決すべきものであります。

承認1件について、質疑、討論はなく、採決の結果、承認すべきものと決定いたしました。

議案1件について、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。